

第4回仙台市いじめ問題再調査委員会 会議録

- 1 日時 平成29年12月27日(水) 17:20~21:10
- 2 会場 仙台市役所本庁舎2階 第1委員会室
- 3 委員出席数 6名 ※和泉委員が欠席

議事要旨

協議事項(1) 会議の公開・非公開の具体的な運用について

- 会議の公開・非公開の基準、考え方について協議した結果、いじめの事実認定に関する議論も、原則として公開することとした。
- その理由としては、市民にいじめの問題を考えてもらう契機とするという趣旨から、可能な限り公開する、という考え方に基づくもの。
- なお、「いじめ行為そのものの認定」と「それが誰によって行われたか」を分けて考え、前者の議論を公開で行う、とした。
- また、これまでご遺族が「非公開」を要望していた自死生徒の発達上の課題に関する議論も、ご遺族に確認した上で、公開の場で行うこととした。

協議事項(2) 再調査の進め方について

- 再調査を進めていくうえでの基本的な考え方について議論。
- 第3回委員会(11/29)当日に当該中学校を訪問した委員より、受けた印象なども紹介された。
- 今回、教育委員会が設置したいじめ問題専門委員会の正副委員長(当時)に出席要請を行い、実現しなかったが、改めて次回の再調査委員会への出席を要請することとした。専門委員会関係者の出席が難しい場合には、教育長はじめ教育委員会関係者の出席を求めることとした。

<主な意見>

- ・ この委員会は、再発防止に向けた提言を行うための市長の諮問機関であり、子どもの権利擁護の視点から意見を具申しなければならない。
- ・ 専門委員会の調査をなかったことにするのではなく、不備の有無についても調査対象となる。
- ・ いじめがなぜ放置されたのかという観点からの検証や、学校側の体制、先生方のいじめについての認識などについても調査する必要があるのではないかと。
- ・ いじめは生徒が生徒に対してするというだけではなく、学校の先生が行っているという場合もある。ここは共通理解として持つ必要がある。
- ・ 教員の子どもの人権に対する配慮不足、認識の薄さなどが結果として本人に対するいじめになったのではないかと。
- ・ 授業についていけない子に対して、学校が特別指導をするようなことも、厚意とはいえ子どもにとっては苦痛。それぞれの子ができるだけ自分自身でいられるような、そういった視点で今回の問題を考えていくべき。
- ・ 学校訪問の際に気付いた点としては、相談室の場所など、ハード面、生徒たちが過ごす環境面などでの課題もあると感じた。

- ・ 服装なども含め、生徒たちを規則で縛る管理的な発想が垣間見えた。
- ・ 今回の会議を公開にした理由として、市民にこんなに子どもを不幸にしている学校を運営しているのかということを知る材料を得て欲しいということである。

協議事項（3）具体的な調査方法について

- アンケートではなくヒアリング調査に重点を置くこととし、年明け以降、まずは教職員へのヒアリング調査を開始する方向で準備を進める、とした。
- ヒアリング対象は、自死生徒と関係のあった教員とし、委員が当該中学校を訪問し、1対1の個別面談方式で行うこととした。

<主な意見>

- ・ 教職員へのヒアリングを行う場合、先生方が誰も気づいていないということになっていて、そこに誰も違和感を持っていないことはなぜなのか、この点を知りたい。
- ・ そういった先生方が時間がたった今、どういうことに気づいたか、ということを確認すべきである。

その他の議論

- 専門委員会の答申で、自死生徒が「発達上の課題がある」とされている点に関連し、自死生徒は発達障害であったのかという議論や、発達障害についての学校や教育委員会の認識、教育現場と医療機関との連携のあり方、などについても意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・ 自死生徒が発達障害であったかどうかの判断は難しいが、医療機関側での発達障害というラベリングが、学校などの現場でどのように解釈されたりしているのか、という問題。ラベリングすることで一緒くたにされてしまう問題もあるのではないか。
- ・ 今回の場合、中学校に入る時点で医療機関との関係は曖昧になっており、以前のラベルは無効になっていると考えるべきである。
- ・ 発達障害というラベリング自体が正確な診断ではないにもかかわらず、学校側が病院でそうした診断をされてしまうとそこに関してなかなかいうことができない、ということがある。
- ・ そうした実態を学校側が知る必要があるし、発達障害という概念自体が発達途上であるから、そこを知らせるのも教育委員会の責任ではないか。

以上